

西浦田楽記録映像の Web 公開に向けた 権利処理を考慮した映像公開管理システム

池田脩平¹ 小林宥斗¹ 前川朋輝¹ 西尾典洋^{2,3} 杉山岳弘^{1,2}

概要：本稿では、重要無形民俗文化財「西浦の田楽」の演目を撮影した記録映像を Web 上で一般公開するために考案した、公開に關わる権利処理を考慮した映像公開管理システムを報告する。西浦の田楽は、47 種類の演目が奉納され、毎年 20 人弱の能衆（出演者）によって演じられる。記録映像の一般公開にあたっては、別当（祭主）や能衆らの意向に柔軟に対応する必要がある。さらに、映像に映る人物の肖像権の処理もしくは配慮も必要となる。本研究室が保有する西浦の田楽に關連する映像データは 7 年分約 670 本にのぼり、これらに対する複合的な権利処理の状況を効率的に管理するため、システムを用いた公開管理を行う。具体的には、演目そのものの公開可否に関する別当の判断および能衆の肖像権使用の許諾に関する権利処理の状況を整理・記録し、それに基づいて Web 上での映像公開の可否を制御する。非公開映像に対しては、外部からのアクセスを制限する。

キーワード：西浦田楽、記録映像、肖像権ガイドライン、映像公開管理システム

A Video Publication Management System for Online Release of Nishiure Dengaku Recordings Considering Rights and Consent Management

IKEDA SHUHEI¹ KOBAYASHI YUTO¹ MAEKAWA TOMOKI¹
NISHIO NORIHIRO^{2,3} SUGIYAMA TAKAHIRO^{1,2}

Abstract: This paper presents a video publication management system for online release of Nishiure Dengaku recordings, taking into account rights and consent management. Nishiure Dengaku, a designated Important Intangible Folk Cultural Property in Japan, comprises 47 distinct performances presented annually by approximately 20 performers, known as Nōshu. Online release of these recordings requires respecting the intentions of Bettō (ritual leader) and Nōshu, as well as handling portrait rights appropriately. Over the past seven years, our laboratory has recorded approximately 670 videos of these performances. To enable efficient management of their complex rights and consent statuses, this system is being implemented. The proposed system organizes and stores the Bettō's decisions regarding the publication of each performance, as well as the Nōshu's permissions for portrait rights. Based on this information, it manages online publications by releasing approved videos and restricting access to those not approved.

Keywords: Nishiure Dengaku, archival recordings, portrait rights guidelines, video publication management system

1. はじめに

映像アーカイブの一般公開を行う際、映像中に人物が映っている場合には、公開に關わる権利処理を行う必要がある。これに関して佐々木[1]は、とりわけ大量のコンテンツを抱えるアーカイブの現場で、肖像権の処理が課題となり、公開の検討すら行わない状況にあることを指摘している。このため、大量のアーカイブ映像を一般公開するためには、権利処理から公開までを一貫した実用的なアプローチが必要である。

民俗芸能アーカイブの事例として、鳥取伝統芸能アーカイブズ[2]では、216 件の映像が公開されており、権利処理については、「サイト内の内容、画像および動画などは、各芸能団体ご承諾のもと掲載」と記されている。また、熊本県無形民俗文化財映像記録作成マニュアル[3]では、「立入

禁止場所や伝承者等が撮影を望まない場面・次第の確認」、「会場で映像撮影を行っている旨を看板やチラシで告知しておくこと」、「観客の顔をぼかす編集を入れるなどの作業を行うか、適宜、判断する」など、注意点を示している。

本研究室では、民俗芸能のひとつである西浦の田楽（以下、西浦田楽）を対象として、2016 年から記録映像を撮影しており、その数は 7 年分約 670 本にのぼる。飯田らは、これらの記録映像のアーカイブを制作したが[4]、公開対象は特定の研究者のみに留まっている。一般公開を行うにあたっては、肖像権の処理、関係者の意向への配慮など、複合的な公開可否の判断と対応が課題となっている。

そこで、本研究では、西浦田楽の記録映像の一般公開に向けて、許諾状況の管理、公開可否の判定、および、公開までを一貫して行うことができる映像公開管理システムを構築することを目的とする。なお、本研究室は西浦田楽の関係者と良好な関係を築いており、一般公開に向けて協力を得ている。

1 静岡大学大学院 総合科学技術研究科
Graduate School of Integrated Science and Technology, Shizuoka University

2 静岡大学創造科学技術大学院
Graduate School of Science and Technology, Shizuoka University

3 目白大学 メディア学部
Faculty of Media Studies, Mejiro University

2. 西浦田楽について

西浦田楽は、静岡県浜松市天竜区水窪町にある西浦所能観音堂で行われる民俗芸能であり[5]、国指定重要無形民俗文化財に登録されている[6]。約1300年もの間続いてきたとされ、毎年旧暦の1月18~19日に全47演目（旧暦の閏年にあたらない年は全46演目）の舞が奉納される[5]。2025年の調査の時点では、別当（祭主）を含む20人弱の能衆（出演者）によって執り行われている。

本研究室では、2016年~2020年、2024年、2025年の各年で西浦田楽の撮影を行ってきた（2021年~2023年は新型コロナウイルスの流行により関係者のみで神事が行われた[7]）。

表1にこれまで撮影した西浦田楽に関連する映像の撮影日、本数、記録時間を示す。2018年、2024年、2025年は全演目の撮影を行ったが、機材トラブル等で記録できていなかった演目もある。なお、この映像には演目以外にも準備や関連行事等を撮影したものも含まれる。

表1：本研究室が撮影した西浦田楽に関連する記録映像

撮影日	本数	記録時間 (hh:mm:ss)
2016年2月25-26日	26本	3:40:07
2017年2月14-15日	100本	11:42:57
2018年3月5-6日	244本	38:09:15
2019年3月5-6日	60本	9:00:01
2020年2月11-12日	17本	3:40:07
2024年2月27-28日	111本	23:54:59
2025年2月14-16日	206本	54:08:03

3. 映像の公開までの手順

本研究では、西浦田楽の記録映像を一般公開するため、権利処理から公開までを次の手順で行う。

まず、権利処理については、別当に演目ごとの公開の許諾の有無を確認するとともに、能衆に肖像権使用の許諾の有無を確認する。また、見学者の肖像権については、肖像権ガイドライン[8]に基づいてポイント計算を行い、公開の適否を判断する。これら一連の情報を許諾状況としてまとめて管理する。

映像公開システムでは、この許諾状況をもとに映像ごとの最終的な公開可否を判定する。その判定結果に基づき、保有する映像の中から公開可能なものをWebサイト上に公開する。なお、許諾状況に変化があった場合には、適宜公開・非公開の制御を行う。

4. 許諾の確認

本章では、まず、肖像権処理における判断基準として採用する肖像権ガイドラインの概要を示したのち、本研究において実施する具体的な許諾確認の方法と手順について説明する。

4.1 肖像権ガイドラインについて

デジタルアーカイブ学会法制度部会は、肖像権の権利処理に関する考え方のモデルとして、肖像権ガイドライン[8]を提案している。本研究では、肖像権ガイドラインのフローチャート（図1）を用いて、公開の可否を判断する。

なお、肖像権ガイドラインは本来、写真資料を対象として作られたものであるが、本研究では、先行研究を参考に、映像資料にも適用可能な指針として採用する。佐々木[1]は、神戸大学震災文庫のアーカイブについて、映像に対して映像内で人物が映っている箇所で停止し、写真と同様に扱うこと、肖像権ガイドラインに基づく判断を行っている。また、木戸[9]は、朝日放送のアーカイブに対して、公開予定の映像を肖像権ガイドラインに沿って類型化し、点数計算を行っている。

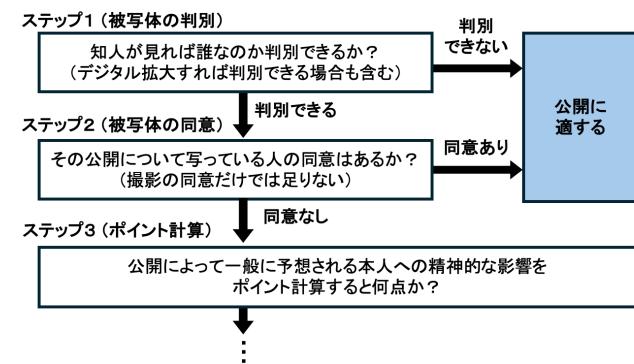


図1：肖像権ガイドラインのフローチャート（前半部分）
(参考文献[8]をもとに著者が作成)

4.2 許諾の確認および肖像権処理の手続き

西浦田楽の記録映像の一般公開にあたり、別当からの映像公開の許諾に加え、映像に映る能衆および見学者に対する肖像権の処理または配慮が必要となる。以下に、それぞれの手続きについて述べる。

(1) 別当に対する映像公開の許諾取得

西浦田楽は神事を含むため、一部の演目については、祭主である別当より公開を控えたいとの意向が示されている。そのため本研究では、各演目に対して公開の許諾の確認を行う。この結果を演目別公開許諾データとして記録する。

(2) 能衆に対する肖像権使用の許諾取得

記録映像においては、能衆の顔が明確に確認できる場面があるため、図1に示すステップ1では被写体の判別が可能であると判断される。したがって、ステップ2として、映像に映る能衆に対し、演目ごとに公開の許諾の確認を行う。この結果を出演者肖像権許諾データとして記録する。

(3) 見学者に対する肖像権の配慮

見学者については、顔が明確に確認できる場面があるため、ステップ1では被写体の判別が可能であると判断される。次に、ステップ2については、出演者とは異なり、映り込む全ての人物を特定し、同意を取ることは困難である。

そのため、ステップ 3 に進み、記録映像に対してポイント計算を行う。肖像権ガイドラインでは、計算結果が 0 点以上であれば公開に適するとされており、本研究もこれに沿って公開の判断を行う。その結果を見学者肖像権配慮データとして記録する。

表 2 に、記録映像のうち舞庭全体を撮影した画角のキャラチャについて、肖像権ガイドラインを基に計算したポイント計算の一例を示す。

表 2：ポイント計算結果の一例

項目	ポイント
16 歳未満の一般人	-20
公開イベント（例：お祭りなど）	+5
センシティブなイベント（例：宗教など）	-5
公共の場（例：公園）	+15
多人数	+10
特定の人物に焦点を当てず	+10
合計	+15

当記録映像には、三脚で撮影された固定画角のものと手持ち撮影による非固定画角のものがある。前者は画面内の構図が変化しないため、同一画角で撮影された映像に関しては、映像内の任意の時点を基準として一律に判断する。一方で、後者の映像は、カメラの動きにより映り込む範囲が変化するため、先行研究[1,9]と同様に、画角の変化に応じて、個別に判断する。

5. 映像公開システムの設計

5.1 システムの概要

本システムは、記録映像の一般公開に向けた複合的な権利処理の状況を効率的に管理し、公開可否の判定結果に基づいて Web 上での映像公開を制御することを目的とする。図 2 に本システムの処理の流れを示す。

5.2 映像公開制御の仕組み

本システムでは、静的ページを用いた公開制御を設計する。この仕組みでは、あらかじめ全ての記録映像に対して映像再生ページ（HTML ファイル）を自動で作成し、さらに、公開制御についてはファイルが格納されているディレクトリを自動で変更することによって実現する。

具体的には、保有する全ての記録映像の映像再生ページを Web サーバ上の非公開ディレクトリに格納しておき、公開可能な映像再生ページのみを公開ディレクトリに複製する設計とする。非公開判定となった映像再生ページについては公開ディレクトリから削除することで、外部からのアクセスを制限する。

この設計では、データベースへのアクセス等の動的処理を行わないので Web サーバへの負荷を抑えた公開が可能となる。また、動的なページ生成を伴わないため、現地調査等でのオンライン環境での使用や、将来的に図書館等の外部機関へのシステム導入を想定した際にも運用が容易である。加えて、セキュリティリスクの低減も期待される。

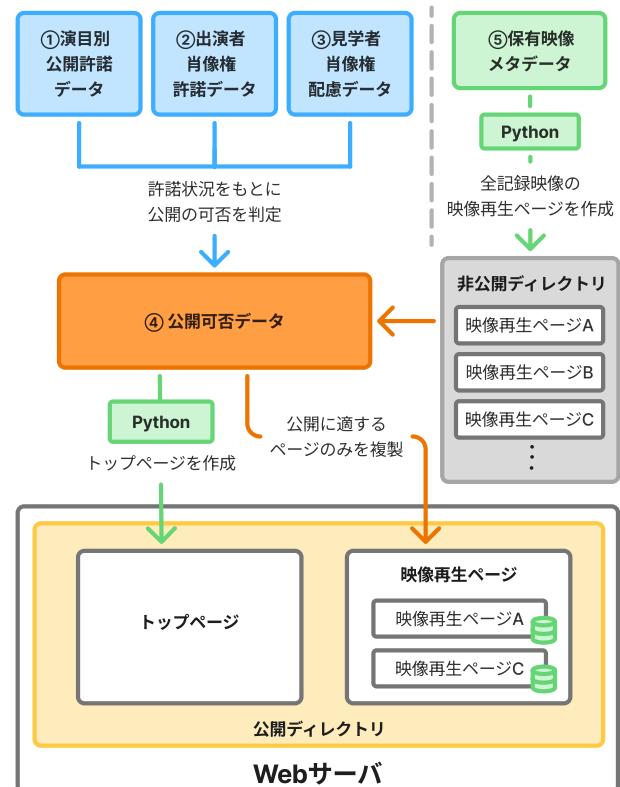


図 2 本システムの処理の流れ

6. システム実装

6.1 技術構成

本システムは、主な開発言語として Python 3.12 を用い、Web ページの構築には HTML5, CSS3, JavaScript を使用する。また、フレームワークには Python ベースの静的サイトジェネレータ Pelican[a] と、テンプレートエンジン jinja2[b] を採用する。

サーバ環境は macOS Catalina 10.15 上に MAMP[c] を導入し、Web サーバには Apache[d] を使用する。また、映像配信方式には HTTP Live Streaming (HLS)[e] を採用し、HLS 用のセグメントファイル生成に FFmpeg[f] を用いる。

6.2 データ管理

本システムで扱うデータは以下のとおりである。

① 演目別公開許諾データ

各演目に対する、別当に確認した公開許諾の有無

② 出演者肖像権許諾データ

各年・各演目について、映像に映る能衆に確認した公開許諾の有無

③ 見学者肖像権配慮データ

各年・各演目について、肖像権ガイドラインに基づく公開適否の判断結果

a) Pelican <<https://getpelican.com/>>

b) jinja2 <<https://jinja.palletsprojects.com/>>

c) MAMP <<https://www.mamp.info/>>

d) Apache <<https://httpd.apache.org/>>

e) HTTP Live Streaming <<https://developer.apple.com/streaming/>>

f) FFmpeg <<https://ffmpeg.org/>>

④公開可否データ

上記3種類の許諾状況をもとに最終的に判定した
映像公開の可否

⑤保有映像メタデータ

保有する記録映像について、映像IDおよび演目ID、
撮影日時等の関連情報、映像・サムネイル等のファ
イルパスをまとめたもの

6.3 公開可否の判定

公開制御を行う前段階として、記録映像の各演目について
公開の可否を判定し、その結果を公開可否データとして
記録する。具体的には、以下の3つの条件を全て満たす演
目の映像を公開可能と判定する。

1. 演目別公開許諾データにおいて、別当から当該演目
の公開の許諾が得られていること
2. 出演者肖像権許諾データにおいて、当該映像に映る
全ての出演者から公開の許諾が得られていること
3. 見学者肖像権配慮データにおいて、肖像権ガイドラ
インに基づき公開に適すると判断されていること

この処理を上記3種類のデータのいずれかに変更があつ
た際に実行することで、常に最新の許諾状況を反映する。

6.4 Webページ作成の流れ

本システムでは、Pythonベースの静的サイトジェネレー
タであるPelicanを用いてWebページを作成する。Pelican
は、コンテンツデータを基にHTMLファイルを自動生成でき
ることから、本システムにおける複数ページの一括作成
処理に適していると判断し、採用する。以下に、トップペ
ージおよび映像再生ページの作成手順を示す。

(1) トップページ作成

トップページは、映像一覧を表示し、ユーザの選択に応
じて映像再生ページに遷移させる役割を果たす。作成に際
しては、公開可否データに基づき、作成時点で公開対象と
なっている映像のサムネイルおよび遷移用リンクの一覧を
HTML上に記述する。作成したページを、Webサーバの公
開ディレクトリに配置する。

(2) 映像再生ページ作成

保有映像メタデータを基に、保有する全ての映像データ
に対して専用の映像再生ページを作成する。作成したペ
ージを、非公開のディレクトリに配置する。

6.5 公開・非公開処理

6.4で作成したWebページを運用するにあたり、本シス
テムではファイルのディレクトリ変更による公開制御を行
う。具体的には、非公開ディレクトリに保存された映像再
生ページのうち、公開可否データで公開可能と確認された
映像再生ページのみをPythonスクリプトにより公開ディ
レクトリへ複製する処理を行う。反対に、公開不可と判定
された場合には、当該ファイルを公開ディレクトリから削
除し、外部からのアクセスを制限する。

これらの処理は、公開可否データに変更があつた際に実

行される設計にすることで、常に最新の許諾状況を反映し
た公開を実現する。

7. まとめ

本稿では、西浦田楽の記録映像を一般公開するにあたり、
関係者の意向や肖像権への配慮を含む複合的な許諾状況を
効率的に管理し、公開可否判定に基づいて映像公開を制御
する映像公開管理システムの構築について述べた。

今後の課題として、公開に関わる許諾状況は変化していく
と予想されるため、こうした変化を適切に反映できる運
用体制の構築が必要である。

謝辞

西浦田楽の記録映像の一般公開に向け、ご理解とご協力
を賜りました別当の高木八郎氏に深く感謝申し上げます。
また、本研究にご協力いただきました、國學院大學兼任講
師の櫻井弘人氏、松蔭大学コミュニケーション学部准教授
の伊藤高雄氏、飯田市美術博物館学芸員の近藤大知氏に心
より御礼申し上げます。

参考文献

- [1]佐々木和子：阪神・淡路大震災映像への肖像権ガイドライン適用の実践：神戸大学震災文庫での公開にむけて、デジタルアーカイブ学会誌、Vol.7, No.3, pp.e19-e23 (2023).
- [2]NPO 法人プロデュース・ハレ：本サイトについて、鳥取伝統芸能アーカイブズ 鳥取伝統芸能アーカイブズ（オンライン），入手先<<http://www.tottori-dentou.net>>（参照 2025-07-06）。
- [3]熊本県教育庁教育総務局文化課：熊本県無形民俗文化財
映像記録作成マニュアル、熊本県（オンライン），入手先
<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/life/201408_524314_msc.pdf>（参照 2025-07-06）。
- [4]飯田悠太・杉山岳弘：西浦田楽の保存・継承支援のため
の映像視聴システムの試作と評価、人文科学とコンピュー
タシンポジウム 2023 論文集, pp.213-218 (2023).
- [5]山路興造：遠州西浦の田楽－民俗芸能資料、民俗文化研究
所紀要、Vol.1, pp.5-101 (1964).
- [6]文化庁：西浦の田楽、国指定文化財等データベース（オ
ンライン），入手先<<https://kunishitei.bunka.go.jp/heritage/detail/302/79>>（参照 2025-07-02）。
- [7]中日新聞、「西浦の田楽」舞の奉納、3年連続中止 浜松・水窪
中日新聞（オンライン），発行日 2023-01-12，入手先<<https://www.chunichi.co.jp/article/616299>>（参照 2025-07-08）。
- [8]デジタルアーカイブ学会：肖像権ガイドライン～自主的な公
開判断の指針～、デジタルアーカイブ学会（オンライン），入手先
<<https://digitalarchivejapan.org/wp-content/uploads/2023/04/Shozokenguideline-20230424.pdf>>（参照 2025-07-01）。
- [9]木戸崇之：『阪神淡路大震災取材映像アーカイブ』の取り
組み：四半世紀を経てのアーカイブ公開その目的と課題、
デジタルアーカイブ学会誌、Vol.4, No.2, pp.181-184 (2020)。